

誰一人取り残さない地域社会の創造 ～障がいのある人の人権～

事例発表① 小野寺拓

本日の内容

- 障害者権利条約に関すること
- 日々のサポートの場で感じること
- 大切なこと



障害者権利条約に関すること

- 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約
- 条約を批准するにあたり、国内法の整備が必要となり、障害者基本法、障害者総合支援法の改正、障害者虐待防止法、障害者差別解消法などが成立し、障害者雇用促進法も改正されました
- 障がいのある方の一層の権利の実現に向けた取り組みが促進されるようになり、近年は「意思決定支援」というキーワードが重要視されています

障害者権利条約に関すること

- 障害者差別解消法

不当な差別的取扱いの禁止、**合理的配慮**と環境の整備

- 意思決定支援

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して**自らの意思が反映された生活**を送ることができるように、**可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援**し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

(障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン II.総論 1. 意思決定支援の定義 より)

日々のサポートの場で感じること

難しい話はここまで・・・

日頃の活動で感じていることをご紹介します

- ・グループホーム（共同生活）での場面
- ・地域ぬくもりサポート事業（ボランティアコーディネート）での場面
- ・相談支援での場面

日々のサポートの場で感じること

グループホームにて～誰の都合か？ 望む生活と支援のはざままで～

「同性介助」

トイレはOK？

「決められた生活リズムと時間」

帰宅→入浴→食事→次の人の入浴…時間内で終わるよう

日々のサポートの場で感じること

グループホームにて～自宅？実家？～

「週末は“家”に帰ります」

月曜日の夕方にグループホームに戻り、
金曜日の夕方に“家”に帰る

日々のサポートの場で感じること

地域ぬくもりサポート（ボランティア）にて

地域ぬくもりサポート事業とは、
障がいのある人のちょっとした困り事を、
ご近所さんに手伝ってもらおうボランティア制度

※1回のサポートは90分以内で500円のワンコインボランティアです！



日々のサポートの場で感じること

地域ぬくもりサポート（ボランティア）にて

- ・ 1年生（当時2022年度）になった車いすの女の子、特別支援学級に在籍
- ・ 休み時間のトイレ介助、給食の介助、見守りの依頼
- ・ 毎日、保護者が付き添うのは難しい（姉妹のお世話、家事などがあるため）
- ・ サポーター探しをコツコツ続け、校区内に住むサポーター3人が、週1回ずつサポーターの1人は、自身の子どもも同じ小学校に通っている
- ・ **「Mちゃんに出会えたことは、素晴らしいことと思っています。」**

日々のサポートの場で感じること

地域ぬくもりサポート（ボランティア）にて

子どもにとって学校や学級は関係ない = **ごちゃまぜ**

壁を作ったり、区別をしているのは大人 = **制度**

日々のサポートの場で感じること

相談支援にて～保護者～

本人が何歳になっても“保護者”への確認
本人の意向と家族の意向をしっかりと分けて

大切なこと



「本人主体」「本人中心」

北海道相談支援従事者研修で大切にしている言葉

大切なこと

予防や先回りだけではなく、本人が望む道へ

ジレンマ、葛藤、現実…考えることはたくさんありますが、

信じて、待つ



ありがとうございました

小野寺拓(身体障がい1級/防災士)

社会福祉法人あむ

011-206-6511

nukumori@amu.or.jp(職場) / deraxyz@yahoo.co.jp (個人)